

笛吹市国民健康保険通信

～みんなの国保を守るために～

国保に加入するとき・国保をやめるときは手続きを

国保への加入や国保をやめるときの手続きは、国保を運営している各市町村役場で行う必要があります、自動的には行われません。

加入の届け出が遅れても、国保へは加入資格が発生した日（社会保険をやめた日の翌日）から加入をします。また、国保税も届け出をしたときからでなく、加入資格が発生したときからさかのぼって課税されます。

国保をやめるときの届け出が遅れると、国保税と社会保険の保険料を支払う期間が重なる場合があります。また、社会保険加入後に国保の保険証で誤って病院を受診した場合、保険給付分を国保へ返還してもらうこととなります。手続きはお早めにお願いたします。

▼国保の加入に必要なもの（社会保険が切れたとき）

- 退職証明書や雇用保険の離職票など社会保険喪失日が分かるもの
- 年金手帳（20歳～59歳の方）
- マイナンバーカード（通知カードの場合、身分証明書も併せて必要）

○印鑑

▼国保をやめるときに必要なもの（社会保険へ切り替わる時）

- 会社などで交付された家族全員の社会保険の保険証または、社会保険の資格取得証明書
- 国保の保険証（切り替えた方全員分）

○マイナンバーカード（通知カードの場合は、身分証明書も併せて必要）

○印鑑

「医療費のお知らせ」の通知が申告の際の医療費控除で活用できます

偶数月末に皆さんにお配りしている「医療費のお知らせ」が、平成29年分の所得申告から医療費控除を受ける際の領収書のかわりとして活用できるようになります。この「医療費のお知らせ」は再発行はできませんので大切に保管してください。医療費控除などについての問い合わせは、山梨税務署までお願いします。

■問合せ先

- ・医療費控除に関すること
- 山梨税務署
- ☎0553(22)1411
- ・国保に関すること
- 国民健康保険課 国保総務担当
- ☎055(262)4111